◉稲作農家の皆さんへ

23年産「米」の生産調整と、米戸別所得補償制度のお知らせ

23年産の内子町の水稲作付配分数量（面積）が決定しました。

22年産は、町内の作付目標面積の範囲内で水稲作付が行われたため、水稲共済への加入や作付面積（11㌃以上）などの要件を満たしたすべての農家が米戸別所得補償の対象となりました。

しかし23年産は22年の作付実績を下回る配分数量（＝転作強化）となるため、原則として、作付目標面積に従って作付を行わない場合は米戸別所得補償(15,000円/10㌃)の対象となりません。ご注意ください。詳しい内容やご不明な点は、お問い合わせください。

【問い合わせ】
○産業建設課　産業振興班
☎0893（44）6158
○小田支所　産業建設係
☎0892（52）3111

■内子町の水稲作付配分数量（面積）

	22年産	23年産
配分数量（面積）	336㌶	327㌶

■米の生産調整の例と米戸別所得補償の適否

	目標面積	作付面積	米戸別所得補償の適否
22年度	105㌃	102㌃	適（目標面積の範囲内）
23年度	100㌃	98㌃	適（目標面積の範囲内）
	100㌃	102㌃	**原則として対象外**（目標面積を超えるため）

税務班からのお知らせ

3月15日まで、町県民税・国民健康保険税の申告相談会を開いています

【問い合わせ】住民福祉課 税務班 住民税係　☎0893（44）6153

Q1　昨年は無収入でしたが、町県民税の申告をしなければいけないのですか？

A1　申告する年の1月1日時点で内子町に住所がある人は、収入の有無にかかわらず、前年中の収入状況を申告する必要があります。

ただし、次の場合は申告の必要はありません。
○所得税（国税）の確定申告をする人
○給与の年末調整を行った人（各種控除を受けようとする人、給与以外に所得がある人を除く）
○収入が年金のみの人（各種控除を受けようとする人、障害年金・遺族年金のみを受給している人を除く）
○他の人が扶養親族として申告している人

Q2　町県民税の申告をしなかった場合はどうなるのですか？

A2　町県民税の申告は、国民健康保険税・後期高齢者保険料・介護保険料などを決定する資料となるほか、保育園の入園や公営住宅の入居など、さまざまな申請の際に必要となる「所得証明書」などの基となります。

このため、申告しなかった場合は、所得証明書などが必要な場合にすぐに発行することができなくなります。また、国民健康保険税の軽減制度も適用されません。必ず期限内に申告しましょう。

◎申告相談会の日程と会場は「広報うちこ1月15日号」をご覧ください。